

令和元年度

東近江市農業委員会
第5回（8月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日(金) 午前9時から午前11時30分
2. 開催場所 東近江市役所 新館313会議室
3. 出席委員 21人 欠席委員 1人

| 議席番号 | 出欠 | 議席番号 | 出欠 |
|---------|----|------|----|
| 1 | 出 | 12 | 出 |
| 2 | 出 | 13 | 出 |
| 3 | 出 | 14 | 出 |
| 4 | 出 | 15 | 出 |
| 5 | 欠 | 16 | 出 |
| 6 | 出 | 17 | 出 |
| 7 | 出 | 18 | 出 |
| 8 | 出 | 19 | 出 |
| 9 | 出 | 20 | 出 |
| 10 | 出 | 21 | 出 |
| 11 | 出 | 22 | 出 |
| 議長 (会長) | | | |

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明書交付申請について
- 議案第5号 東近江市農用地利用集積計画(案)について
- 議案第6号 東近江農業振興地域整備計画の一部変更について
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について
- 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第4号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

| | |
|----|----|
| 局長 | 参事 |
| 主幹 | 主事 |

農業水産課

| | |
|------|----|
| 課長補佐 | 主幹 |
| 主事 | |

6. 会議の内容

- 議長 ただ今から、令和元年度第5回、8月期の月例総会を開会致します。
委員総数22名のうち、現在の出席者数は21名、欠席者数は1名であり、この総会は成立致します。
日程第1は、議事録署名委員の指名であります。
議席番号17番〇〇〇〇委員、18番〇〇〇〇委員を指名致します。
- 議長 日程第2は、議事の上程であります。
最初に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
- 事務局 番号1について、大萩町に居住される譲受人と沖野五丁目に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地2筆、大萩町字大萩〇〇〇番、152平方メートル外1筆、地目「畑」、合計353平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。
譲受人の取得後における耕作面積は3.53アールとなり、当該申請地においては農地法第3条第2項第5号に規定されているとおり、取得後における経営する農地の面積が50アールに達しませんが、農業委員会が定める大萩町の別段面積は、3アールであるため下限面積を上回ります。なお、取得前の耕作面積は0アールであり、営農計画書を提出いただいております。
権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。
また、農作業に必要な農機具については鍬、スコップを所有しておられます。経営農地は世帯一人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2について、垣見町を拠点とする農業協同組合である譲受人と佐野町及び小川町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地3筆、小川町字堀川〇〇〇〇番、2,921平方メートル外2筆、地目「田」、合計4,021平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。

本申請につきましては、農業協同組合が農地を育苗ハウスとして利用するために、所有権移転される申請です。

農業協同組合は本来農地を所有することが出来ませんが、農地法第3条第2項ただし書き、農地法施行令第2条第2項第1号より、「農業協同組合の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる」場合には例外的に許可でき、下限面積要件も除かれます。今回、農業協同組合が従来使用していた育苗ハウスの老朽化や一部の育苗ハウスが市外にあり不便であることから、農業協同組合の育苗センターに隣接している当該農地を育苗ハウスとして利用する計画を立てられました。農業協同組合の構成員のための水稻、キャベツ、玉ねぎの育苗ハウス3棟として農地を利用するために取得されるため、許可相当と判断いたしました。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、乾燥機、トラックを所有しておられます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3について、蒲生郡竜王町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、宮川町字藪ノ下〇〇〇〇番、1,098平方メートル、地目「田」について贈与による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は172.36アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、地域の農業に配慮するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、トラックを所有しておられ、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機は地元営農組織と共同利用をされています。経営農地は世帯二人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4について、野口町に居住される譲受人と上羽田町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地2筆、市辺町字落合〇〇〇〇番、1,959平方メートル外1筆、地目「田」、合計4,048平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は176.70アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、地域の農業に配慮するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯二人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です

番号5について、中野町に居住される譲受人と大阪府豊中市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、今崎町字北中道〇〇〇番〇、350平方メートル、地目「畑」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は105.51アールで下限面積を上回っております。

権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯二人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号6について、岡田町に居住される譲受人と大津市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地8筆、岡田町字イの坂〇〇〇番外7筆、地目「田」「畑」、合計10,230平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は1,172.74アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯三人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号7について、芝原町に居住される譲受人と中野町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、今堀町字佃〇〇番、1,028平方メートル、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は209.09アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯三人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号8について、中野町に居住される譲受人と芝原町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、今堀町字宮之後〇〇〇番、955平方メートル、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は111.56アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有されています。経営農地は世帯二人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは審議に入ります。

1番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、2番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、3番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、4番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、5番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、6番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、7番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、8番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

議長 それでは、議案第1号の1番から8番につきまして採決に移ります。

本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
- 議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定に基づき農地を転用したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
- 事務局 番号1についてご説明いたします。
本件の申請人は、能登川町に居住する者で自らの農地を自己用戸建専用住宅の改築、納屋及び離れとして利用する為に転用の申請があったものです。
申請地は、東近江市能登川町字三ノ坪〇〇〇番〇外1筆、登記地目「畑」、現況地目「宅地」、合計面積259平方メートルの土地です。
なお、申請地については、申請人の父が昭和40年代に住宅、昭和51年に納屋、平成4年に離れを建設しましたが、いずれも農地法の許可を受けていなかったとして、顛末書付きの申請となっています。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在居住している住宅が老朽化したため建て替えを計画され、また、納屋と離れは住居に隣接しており利便性がよいためとしています。
土地の利用計画については、隣接している宅地とあわせて一戸建て住宅を建設されます。また、既存の納屋と離れをそのまま利用されます。
土地の造成計画につきましては、現状地盤のまま利用されます。雨水については、排水升から道路側溝へ放流されます。
申請地は、市立能登川西小学校から南東へ約470メートルに位置し、周囲を宅地、畑に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。
第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。資金については、自己資金と借入金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。
以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。
- 番号2についてご説明いたします。
本件の申請人は、東近江市杠葉尾町に居住するもので、自らの農地を農機具倉庫として利用する為に転用の申請があったものです。
なお、申請地については、平成6年ごろに、申請者が農業用倉庫として農地法の許可を受けずに宅地造成し利用されていたとして、顛末書付きの申請となっています。

申請地は、東近江市杠葉尾町字引ノ岨〇〇〇番〇、登記地目は「田」、現況地目は「宅地」で、面積は259平方メートルの土地です。

申請理由として、経営規模の拡大により農作業場が不足し、新たな機械の導入や農用資材も増加しており、農機具倉庫を新設することで、効率的な農作業を実現していくためとしています。

用地の選定理由につきましては、申請地は集落の外れに位置しており、農作業における騒音や埃の発生を防ぐことが可能となるためとしています。

土地の利用計画につきましては、顛末案件の為、現状建物を利用されるもので、トラクター、田植え機、コンバインなどの農業機械のほか、茶作業に必要な機械や農業資材を収納する計画とされています。

雨水については、道路敷にある側溝へ排水されます。

申請地は、道の駅奥永源寺溪流の里から南東へ約2キロメートルに位置し、周囲を道路に囲まれた都市計画区域外の農振農用地区域内農地です。農振農用地区域内農地での転用については、原則許可できませんが、市の農業振興地域整備計画における農用地利用計画に指定された用途であり、例外的に許可し得るものであるため追認許可もやむを得ないと考えます。

また、一般基準においても基準に抵触するものはなく、法定書類も添付されております。

以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

8 番 8月6日に〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査をしました結果を報告します。

まず、1番ですが、既存住宅の建て替えを計画されており、その段階で申請地が農地だと分かった顛末案件です。納屋と離れは既存利用で、農地としての利用は困難であり、転用は止む得ないと判断します。

2番ですが、国道沿いの顛末案件です。当初は3条申請になると全部利用効率要件で経営規模等や効率的な農業経営ができるかが問題であることから、今回、農機具倉庫として転用申請となったもので、止む得ないと判断します。

以上、報告とします。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。それでは審議に入ります。

1番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、2番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第2号につきまして採決に移ります。

本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次ぎのとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1についてご説明いたします。

本件の譲受人は、今在家町に所在し建設業並びに不動産業を営む法人で、譲渡人は下岸本町に居住する者外1名で、売買により貸店舗のコンビニエンスストアとして利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市横溝町字出口野〇〇〇番外5筆、登記地目「田、雑種地」、現況地目「田」、合計面積1,236平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在隣接地にあるコンビニエンスストアの来客が多く手狭となってきたため、隣接している当該申請地に店舗を新たに建設する計画をされたものです。なお、既存店舗は解体し、跡地を店舗駐車場として利用される予定です。

土地の利用計画につきましては、建築面積199.84平方メートルの店舗の建設と来客用車両14台分の駐車場として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を30センチメートル鋤取り、盛土を平均80センチメートルされた後、コンクリート仕上げとされます。雨水については、敷地内に側溝を設置し既設水路へ放流される計画となっております。

申請地は、東近江市湖東支所から北西へ約260メートルに位置し、周囲を宅地、用水路、用悪水路に囲まれた都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものであることから例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、愛知川沿岸土地改良区の意見書等、法定書類も添付されており、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

なお、申請地は都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可と同時に行うものとしします。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明いたします。

本件の譲受人は林田町に居住する者で、譲渡人は京都府京田辺市に居住する者で、売買により住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市小池町字里中〇〇〇番、登記地目「畑」、現況地目「宅地」、面積353平方メートルの土地です。

なお、申請地については、譲渡人が平成15年頃に農業用物置を設置しましたが、農地法の許可を受けていなかったとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人夫婦は、現在、両親と同居しておりますが、妻の出産を控え、現在の住宅では手狭となるため新たな住宅の建設を検討されましたところ、実家からも遠くなく、土地所有者との話もまとまったことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積70.80平方メートルの住宅の建設と自家用車2台分の駐車場、庭として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、整地のみを行い、転圧仕上げとされます。雨水については、地下浸透にて処理される計画となっております。

申請地は、市立湖東第三小学校から北東へ約700メートルに位置し、周囲を宅地、道路、雑種地に囲まれた都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については、金融機関からの借入とする計画で、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です

番号3についてご説明いたします。

本件の譲受人は蒲生郡日野町に居住する者で、譲渡人は上平木町に居住する者で、売買により駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市上平木町字大開道〇〇〇〇番、登記地目「田」、現況地目「雑種地」、面積231平方メートルの土地です。

なお、申請地については、約20年前に譲渡人が、農地法の許可を受けずに駐車場として整地し利用していたとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、隣接地で牛乳販売業を営んでおりますが、敷地内だけでは従業員の駐車スペースが不足しております。そこで、店舗に隣接しており、利便性がよいことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、従業員用の駐車場10台分として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、顛末案件の為、現状のまま利用されます。雨水については、地下浸透にて処理されます。

申請地は、平田コミュニティセンターから北西へ約800メートルに位置し、周囲を宅地、用悪水路、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。資金については、全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4についてご説明いたします。

本件の譲受人と譲渡人はともに五個荘五位田町に居住する者で、使用貸借により住宅敷地に転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市五個荘五位田町字下羽留〇〇〇番〇外1筆、登記地目「畑」、「田」、現況地目「宅地」、合計面積287平方メートルの内89平方メートルの土地です。

なお、当該申請地は、昭和60年頃に譲渡人が隣接地に農業用倉庫を建築した際に、許可を受けずに一緒に造成したとして、顛末書付きの申請となっております。

申請理由及び土地の選定理由につきまして、自宅の出入口と敷地内の通路を確保するのに、自宅に隣接しており利便性の良い当該申請地を選定されました。土地の利用計画につきましては、出入口及び通路として使用される計画です。土地の造成計画につきましては、顛末案件の為、現状のまま利用されます。雨水については、前面水路へ放流される計画となっております。

申請地は市立五個荘中学校から北北西へ約730メートルに位置し、周囲を道路、宅地、畑に囲まれた都市計画区域市街化調整区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地につきましては、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5についてご説明いたします。

本件の譲受人は、甲賀市信楽町に居住する者で、譲渡人は愛知郡愛荘町に居住する者で、売買により貸駐車場として使用するため申請があったものです。申請地は、東近江市大覚寺町字垣内〇〇〇番、登記地目、現況地目はいずれも「畑」で、面積は92平方メートルの土地です。

申請理由として、申請地に隣接するグループホームに家族が入居しておりますが、施設訪問時には駐車場がなく、施設利用者の安全確保が必要なため申請があったものです。

用地の選定理由につきましては、グループホームの隣接地であり、一体利用ができるためとしています。

土地の利用計画につきましては、駐車場3台分、92平方メートルとして利用されます。

造成計画については、耕土を15センチメートル程度鋤取り、平均15センチメートル程度の盛土をして整地をし、表面は舗装などを施さず、砕石で仕上げる程度で、雨水については地下浸透で処理する計画としています。

申請地は、東近江市立愛東北小学校から南東へ約1キロメートルに位置し、周囲を宅地、用悪水路に囲まれた、都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地で、農業公共投資の対象となっていない団地規模がおおむね10ヘクタール未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができるときは原則許可できませんが、既存施設と一体的に設置し利用することが必要な施設であり、他に代替地を求めることができないものであることから許可し得るものと考えます。

資金については、全額自己資金により賄われ、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、添付書類についても問題はありませんでした。

以上のことから、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上です。ご審議よろしく申し上げます

議長 事務局の説明が終わりました。
本案についても事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

9 番 8月6日に〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査をしました結果を報告します。

まず、1番ですが、県道交差点のコンビニが手狭であり、申請地にコンビニと駐車場を建設し、現在のコンビニの跡地を駐車場に利用される計画です。隣接農地へは別の進入路があり、農地の利用に問題はなく、周辺には公共施設や金融機関等があり、立地として問題ないと判断します。

2番ですが、申請地の譲渡人は県外在住です。集落居住地内の公民館の前にある農地で、戸建て住宅として適地であり、転用許可相当と判断しています。

3番ですが、牛乳販売所の譲受人が従業員駐車場として利用されるものですが、既に譲渡人が駐車場として利用されていた顛末案件で、止む得ないと判断します。

4番ですが、農舎を建てた時に一緒に造成してしまった顛末案件ですが、今回、住宅を建てるにあたり、道路と接する部分に細長く農地があるため、住宅地の出入口と通路として申請されたものです。周辺は住宅地であり問題はなく、転用許可相当と判断します。

5番ですが、申請地に隣接するグループホームに入所されている方の父親が、来客用の駐車場として利用するよう申請されています。現状では駐車スペースが非常に狭いことから、止む得ないと判断します。

以上で調査報告を終わります。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。

それでは審議に入ります。

1番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、2番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、3番について何かご意見はございますか。

20番 申請地の近くで転用案件がありましたでしたが完了していますね。

事務局 完了しています。

議 長 それでは、4番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、5番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。議案第3号の1番から5番を承認される方は挙手を願います。

(挙手全員)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第4号「非農地証明書交付申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号、非農地証明書交付申請について、東近江市非農地証明事務取扱要領の規定に基づき、次のとおり申請があったので、証明書を交付することについて意見を求めます。

番号1についてご説明いたします。

本件の申請人は、彦根市に所在する旅客鉄道業務を行う法人で、申請地は、五個荘小幡町字新田〇〇〇番〇外2筆、登記地目「田」、現況地目「軌道敷」、合計面積184.91平方メートルの土地です。

申請地は、申請者が昭和18年7月16日より、建築資材等の供給を目的に線路の整備を行い、昭和26年に売買により取得しました。

申請地は、昭和21年時点で当時の空中写真から非農地化していると判断され、その土地の所有者又は使用者が何らかの転用の意思に基づいて、昭和27年10月20日以前に非農地としたものであり、当該土地を農地以外の用に供されていたことが明らかであると考えられます。

また、地元自治会長・農業組合長の署名・押印した「事実証明書」と併せて、地元の昭和2年生まれの方からも事実証明を頂いております。

以上、東近江市非農地証明事務取扱要領第4条第1項第1号 その土地の所有者又は使用者が何らかの転用の意思に基づいて、昭和27年10月20日以前に非農地としたもので、当時から建物若しくは工作物の建造、宅地造成、道水路の設置又は植林等を行うことにより、当該土地を農地以外の用に供されていたことが明らかなものに該当すると判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

8 番 8月6日に〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査を行いました。
五個荘駅に向かう、昭和25年頃の愛知川の砂利運搬用の軌道敷きであり、現在は農地としての利用はなされておらず、農地ではないと判断し、問題がないことを確認いたしました。
これで、調査報告を終わります。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは審議に入ります。
何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(挙手全員)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第5号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

主 事 議案第5号東近江市農用地利用集積計画（案）を説明させていただきます。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

農用地利用集積計画は8月30日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され、利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は1件1筆、1,483平方メートル、利用権設定は10件24筆、41,860平方メートル、このうち、円滑化事業により農協を間にはさんだ貸借は1件2筆、4,244平方メートルです。設定を受ける認定農業者は4名で37,239平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約86パーセントです。

まず、議案の1ページ目が所有権移転で、2ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1ページの番号1の所有権を移転する農地は小川町の1筆であり、1筆で〇〇〇,〇〇〇円を対価として売買により、令和元年9月9日に所有権が移転され、移転をする者は小川町に居住する者で、移転を受ける者は垣見町に居住する認定農業者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、2ページから5ページまでが所有者と耕作者による利用権設定で、6ページが円滑化事業による貸借となっております。

以上が補足説明です。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです、どうぞよろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議 長 本案につきまして何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第6号「東近江農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 説明については、農業水産課主幹より説明させます。
その後、農業委員会の見解について事務局参事から説明させます。

議 長 それでは、農業水産課の説明をお願いします。

主 幹 平成31年4月に申出がありました東近江農業振興地域整備計画の一部変更について説明させていただきます。

1件目について説明いたします。

本件の申出人は、東近江市三津屋町〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇で、土地改良法に基づいて設定された非農用地区域を農振除外するものです。

申出地は、三津屋町字柿立〇〇〇〇番外15筆、登記地目は公衆用道路、現況地目は道路、面積19,778平方メートルです。

県営土地改良事業により、市道用地と交差する都市計画道路と幼保一体施設への接続道路の確保及び市道用地の拡幅を行う計画です。

地元土地改良区、農村まるごと保全向上対策活動の意見についても問題はありませんでした。

2件目について説明いたします。

本件の申出人は、〇〇〇〇〇〇〇〇で、土地改良事業を実施するため、農振農用地区域に編入をするものです。

申出地は東近江市種町字九ノ坪〇〇〇〇番〇外18筆、登記地目は田、現況地目は田、面積は3,292平方メートルです。

計画は、土地改良事業に際し、現況が農地である土地について、今後も耕作に供する農地として維持管理していく為としています。

農振農用地区域への編入のため、土地改良区も含め関係機関については特に問題はありませんでした。

3件目について説明いたします。

本件の申出人は、東近江市宮荘町〇〇番地〇、〇〇〇〇株式会社で、自社の駐車場として利用する為、除外申出されるものです。

申出地は宮荘町字沖ノ町〇〇〇〇番外1筆、登記地目は田、現況地目は田、面積は3,892平方メートルです。

申出者は、ガス等エネルギー販売事業から工事設計施工等幅広い分野での事業展開しており、4箇所まで120台程が駐車できる駐車場を利用している。このうち大型車両及び関連会社の駐車場50台分の駐車場を土地所有者に返還することになったため、今回の申出地に既存の50台と新卒採用者10名分及び社用車10台分の合計70台分の駐車場を設ける計画としています。

地元土地改良区、農村まるごと保全向上対策活動の意見についても問題はありませんでした。

4件目について説明いたします。

申出人は、東近江市柏木町〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇で、屋敷畑として利用してきた土地で建物に挟まれた土地を駐車場として利用する為、除外申出をするものです。

申出地は、柏木町字西之海道〇〇〇番〇、登記地目は田、現況地目は宅地、面積は227平方メートルです。

計画は、隣接の既存住宅に居住されている申出者が自宅の駐車場用地として4台分を駐車する計画。家族が使用する車が増え、スペースが不足していることから除外申出を行うものです。

また、地元土地改良区、地元農業組合、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

8 件目について説明いたします。

本件の申出人は、京都市下京区木津屋橋通大宮東入上之町〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇で、企業合併に伴う事業所の統合により駐車場を増設するものです。

申出地は、北花沢町字上松〇〇〇〇番外1筆、登記地目は田、現況地目は田、面積は、3, 364平方メートルです。

計画は、現在、今堀町380番地4に事業所がある八日市急送株式会社と本年11月に企業合併をするため、保有トラック23台と職員駐車場17台程度を駐車できるよう整備するもの。既存の営業所は、トラック21台、従業員21名で稼働しているとのことです。

申出地は、昭和61年県営ほ場整備事業湖東地区花沢工区、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区の実施地区であります。

また、地元土地改良区、地元農業組合、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

9 件目について説明いたします。

申出人は、近江八幡市金剛寺町〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇号室、〇〇〇〇〇外1名で、現在アパートに居住されていますが、将来家族が増えると手狭になるため、妻の実家近くで敷地を検討されたが、代替地がなく、妻の父が所有する申出地の一部に建築する計画となったとのこと。妻の実家からも近く、また、若者の集落離れが進む中、若い家族が居住することで地域の活性化に繋がると考えておられます。

申出地は、市辺町字出口〇〇〇〇番〇の一部で、登記地目は畑、現況地目は田、面積は436平方メートルです。

申出地は、昭和52年団体営ほ場整備事業西市辺地区、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区の実施地区であります。

また、地元土地改良区、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

10 件目について説明いたします。

申出人は、一式町〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇で、現在営んでいるバルブ加工業の受注が増加することに伴い、現在の敷地では、来客者及び従業員の駐車場が手狭になり、新たに車両置場を増設するものです。

計画は、既存事業所の近くで敷地を検討されたが、代替地がなく、事業所に近接している土地所有者の同意が得られ、周辺の農地にも影響がない当該地が適していると判断されています。

申出地は、一式町字上門〇〇〇〇番、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は112平方メートルです。

申出地は、平成18年県営ほ場整備事業市原地区の実施地区であります。

また、地元土地改良区、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

1 1 件目について説明いたします。

申出人は、布施町〇〇〇番地、〇〇〇〇で、現在営んでいる自動車及び自動車用品の販売、整備の業務拡大に伴い、大型トラック、トレーラーの中古車販売の車両置場が手狭になり、新たに車両置場を増設するものです。

計画は、既存事業所の近くで敷地を検討されたが代替地が見当たらず。申出地は、既存の車両置場に地続きで、利用がしやすく、近隣住民の生活や交通安全の支障をきたす恐れがない土地で、事業所に近接している土地所有者の同意が得られ、周辺の農地にも影響がない当該地が適していると判断されています。

申出地は、布施町字向井田〇〇〇〇番外1筆、登記地目は田、現況地目は田、面積は2, 872平方メートルです。

申出地は、昭和63年団体営ほ場整備事業布施南部地区、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区の実施地区であります。また、地元土地改良区、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

1 2 件目について説明いたします。

申出人は、平柳町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇で、住宅を新築するため、駐車場が確保できず、地続きの隣接地を駐車場とするものです。

計画は、既存住宅の近くで敷地を検討されたが代替地がなく、土地の形状から地続きで利用がしやすい当該地が適していると判断されています。

申出地は、平柳町字大海道〇〇〇〇番、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は96平方メートルです。

申出地は、昭和59年県営ほ場整備事業湖東北部地区平柳工区の実施地区であります。また、地元土地改良区、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

1 3 件目について説明いたします。

申出人は、南清水町〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇で、関西電力の下請け事業をされており、既存の敷地では電柱、支柱などの資材や運搬用工事車両などの置場が手狭になり、資材置場が確保できず、地続きの隣接地を資材置場とするものです。

計画は、事業所の近くで敷地を検討されたが代替地がなく、土地の形状から地続きで利用がしやすい当該地が適していると判断されています。

申出地は、南清水町字下田井〇〇〇番外2筆、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は725平方メートルです。昭和55年県営ほ場整備事業豊国地区5-5工区の実施地区であります。

また、地元土地改良区、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

1 4 件目について説明いたします。

申出人は、大阪市西区新町〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社で、現在の平柳町地先にある滋賀工場でアルミニウム合金を製造されており、既存敷地内にある資材置場に新規工場の建築及び就業人数の増加により、現在の資材置場が手狭になり、不足している駐車場と資材置場が確保できず、隣接地に整備するものです。

計画は、事業所の近くで敷地を検討されたが代替地がなく、土地の形状から地続きで利用がしやすい当該地が適していると判断されています。

申出地は、昭和60年団体営ほ場整備事業祇園地区、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区の実施地区であります。

また、地元土地改良区、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

15件目について説明いたします。

申出人は、彦根市佐和山町〇〇〇番地〇、株式会社〇〇〇〇で、現在、彦根市佐和山町でプラント製造業をされており、事業拡大に伴い、社長の自宅の一部を事務所にし、新店舗を設立する計画とのこと。これに伴い事業に必要な資材置場及び従業員駐車場が必要となるため、自宅兼事務所の隣接地に整備するものです。

計画は、自宅兼事務所の近くで敷地を検討されたが代替地がなく、土地の形状から地続きで利用がしやすい当該地が適していると判断されています。

また、地元土地改良区、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

16件目について説明いたします。

申出人は、横溝町〇〇〇番地、〇〇〇〇で、現在、市内で建設業、社会福祉業、不動産業を営んでおられ、別々の場所にある事務所を集約し、申出地の隣接地に新社屋を計画であり、これに伴い来客者、職員駐車場が必要で、建設機械置場も集約するため、事務所の隣接地に整備するもの。また、既存の関連事業所であるデイサービスの駐車場として一体的に利用するものです。

計画は、事務所の近くで敷地を検討されたが代替地がなく、土地の形状から地続きで利用がしやすい当該地が適していると判断されています。また、申出地はすべて加藤氏が会社に貸付を行うものです。

申出地は、平成2年県営ほ場整備事業湖東地区池庄工区、昭和59年国営かんがい排水事業愛知川地区、平成16年県営かんがい排水事業愛知川地区の実施地区であります。

また、地元土地改良区、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

最後になりますが、17件目について説明いたします。

申出人は、大阪市北区大淀中〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇株式会社で、現在、滋賀県及び岐阜県の拠点として北花沢町に京滋東支店を置かれています。主には、住宅部材の材料、資材の搬出入、住宅完成部材の搬出運搬をしている物流運輸会社を営んでおられるが、取引先の事業改変に伴い、取引する資材が増え、既存倉庫では満杯状態であるため、既存倉庫と同規模の倉庫を増築するものです。

計画は、事務所の近くで敷地を検討されたが代替地がなく、土地の形状から地続きで利用がしやすい当該地が適していると判断されています。

申出地は、昭和61年県営ほ場整備事業湖東地区花沢工区の実施地区であります。

番号9ですが、自己用建て住宅です。一種農地ですが、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農振除外は止むを得ないと判断します。

番号10ですが、一式町の株式会社〇〇〇〇〇〇が従業員駐車場として設置するものであり、生産性の低い一種です。集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるため、農振除外はやむを得ないと判断します。

番号11ですが、布施町の自動車業を営む者が業務拡大に伴う大型車の車輛置場として設置するものであり、一種農地ですが、拡張部分の面積が既存施設の面積の2分の1を越えず、周辺農地への影響も支障はないと思われまますので、農振除外はやむを得ないと判断します。

番号12ですが、自己用駐車場です。一種農地ですが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、農振除外は止むを得ないと判断します。

番号13ですが、南清水町の申請人が資材置場を設置するものです。一種農地ですが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるため、農振除外はやむを得ないと判断します。

番号14ですが、大阪市の〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社が業務拡張に伴い、駐車場と資材置場兼緑地を設置されるものです。一種農地ですが、拡張部分の面積が既存施設の面積の2分の1を越えないため、周辺農地への影響も支障はないと思われまますので、農振除外はやむを得ないと判断します。

番号15ですが、彦根市の株式会社〇〇〇〇が事業店舗新設に伴い、資材置場と従業員駐車場を設置されるものです。二種農地で、業務上必要な施設で自宅に隣接して設置されるため、農振除外はやむを得ないと判断します。

番号16ですが、横溝町の申請人が建設業等を営む者の新社屋集約に伴い、貸建設機械置場及び来客者、職員用貸駐車場を設置されるものです。一種農地ですが、集落に接続して設置され、周辺農地への影響も支障はないと思われまますので、農振除外はやむを得ないと判断します。

番号17ですが、大阪市の〇〇〇〇株式会社が業務拡張に伴い、倉庫を設置されるものであり、一種農地ですが、拡張部分の面積が既存施設の面積の2分の1を越えず、周辺農地への影響も支障はないと思われまますので、農振除外はやむを得ないと判断します。なお、既存敷地は、平成29年10月に転用済です。

以上のことから、事務局の意見案としまして、番号1につきましては、除外は止むを得ない。番号2につきましては、編入は適当である。番号3から番号17までは、除外は止むを得ないと判断します。以上です。

議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。
議案第6号について、何かご意見はございますか。

- 2 番 7番の小今町のところの確認ですが、三角地の吸い込み池は、将来的に蛇砂川に接続されて農地に戻るのではないですか。
- 主 幹 蛇砂川の改修放線が書かれていませんのが、市の道路課と管理課に協議をしていますが、意見がありませんでした。県営土地改良事業によるものですが、申し出の書類に記載がなく、確認が出来ていませんので、この場での回答を控えさせていただきます。
- 2 番 蛇砂川に接続されれば、吸い込み池は無くなるのでは。自分の集落でも農地に戻ると言うことで残していますが、確認しておいてください。
それと、もう一点ですが、7番、9番、11番の地域は、農業委員も推進委員も注視している人・農地プランが出来ていない地域です。そこに、このような事象が一種農地の良い所でポロポロと上がってきますが、担当の農業水産課も厳しく真剣に考えていただきたい。プランが出来ていない集落に委員が入っても、集落の農家と意見が合わない。委員にプランを押し付けるようなやり方は止めてほしい。
- 議 長 農業水産課が主体的に先導して積極的にプランの推進をしていただきたい。
- 2 2 番 意見ではありませんが、2番の種町での編入について、資料では地図上の表示面積が減となっていますので、訂正の必要があります。
- 主 幹 説明ができておらず、申し訳ありません。4番の柏木町の地図上の表示面積も、277平方メートルを227平方メートルに訂正をお願いします。
- 7 番 合計欄の減少する面積も、526万4千750平方メートルとなっていますが、コンマの表示の間違いではないでしょうか。実際の100倍になっていますので、5万2千647.5平方メートルに訂正の必要があります。
- 主 幹 申し訳ございません。そのように訂正をお願いいたします。
- 1 9 番 17番の北花沢町の倉庫の件ですが、既存の面積を含む1.5倍までの要件があるため、残りが今回の追加申請になったと思います。操業と必要な拡張を繰り返すことへの考え方はどうなのですか。
- 事務局 その次を見越して一度に申請することは出来ません。第一期事業が完了した後、二期目の事業として、その期間に制限はありません。
- 1 2 番 14番の祇園町の件ですが、申請が5千ですから既存は1万平方メートルくらいあるのですか。それと、申請者は〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社ですが、地図では〇〇〇〇〇〇〇〇となっていますので、社名が変わったのですか。全くの別会社なのですか。
- 主 幹 面積はクリアしています。また、最新の地図では〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社滋賀工場となっています。会社の統合によるものと思われます。
- 1 2 番 いつ頃に社名が変更されたのですか。

- 主 幹 資料を持ち合わせていませんので、確認しておきます。
- 9 番 申請者と所有者がある訳ですが、所有者の同意があって除外申請されるのですね。
- 主 幹 そのとおりです。
- 3 番 この変更案がとおれば、その後に4条、5条の転用許可を申請され、審議することになるのですか。
- 事務局 そのとおりです。今回が4月申請ですので、来年4月に決定される予定です。決定を受けて、転用申請をされることとなります。
- 9 番 1年の期間が長いですね。前にも話したが、1年待つと言われてたら、その間に違うところで土地を買って家を建ててしまう人もあるのでは。タイムラグが無いような特例でも考えなければいけないのではないのでしょうか。
- 課長補佐 手続き上、県にも協議し同意を得る必要があります。また、法律で定められた縦覧公告期間も設けなければなりません。市関係部署等との他法令による協議も必要です。多くの案件について、年間2回の申請受付なのですが、県に対して、手続きが短縮できるよう要請しているのが現状ですので、ご理解をお願いします。
- 9 番 県にはそのような要請をしっかりと伝えてもらい、市内部でも検討をお願いしたいと思います。
- 7 番 手続き期間の関係ですが、市に権限移譲されれば出来るものではないのですか。それとも、移譲することで、市の事務量による労力や案件への対応で国県の方針と相違するなど何か問題があるのですか。委員会としては、移譲してもらいたいと思っているのですが。その場合、困られることがあるのですか。法律上もできないのですか。
- 課長補佐 県の同意が必ず必要です。法律上そのようになっています。
- 7 番 面積的な軽減や免除などはないのですか。段階的な方法もないのですか。
- 課長補佐 現状ではありません。
- 議 長 本市ではないが、農振除外で市に圧力がかかり、県の裁定で解決されたこともありましたが、農振の問題は難しいところがあります。今の意見を市も斟酌していただくようお願いします。
- 3 番 人・農地プランが出来ていないところは、委員がホローして進めるようにとのことで、農業委員会ではそれぞれのブロック会議で対応しています。平田市辺り地区では、上羽田の南方が出来ていないので、入ってやってはいますが、区長や農業組合長に言っても農業委員が取りまとめないと話が進まない状況です。先日の委員研修会で市の農政部局が主体性をもって進めるようにとの話があり

ましたが、農業水産課が先頭をきっていただきたい。委員がサポートをします
のでよろしくお願いします。

議 長 農地中間管理事業法の改正で、人・農地プランの推進について、行政が主体性
を持って推進し、それを農業委員会がバックアップすることが明記されました。
委員会の重点事項でもありますので、農業水産課におかれては、強力に推進い
ただくようお願いいたします。

事務局 農振除外については、五つの視点があり、その一つに農地の有効な利用集積に
支障が無いかどうかを見ます。人・農地プランの作成については、農振除外も
関係しますので、農業委員会も農業水産課と連携しながら進めたいと考えてい
ますので、ご理解をお願いします。

議 長 それでは、質疑を終了し、議案第6号東近江農業振興地域整備計画の一部変更
につきまして採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、事務局長の専決事項として処理しております、報告第1号「農地法第5
条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第2号「2
アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について」、報告第3号「農
地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」、報告第4号「農地
の貸借権の合意解約の報告について」を事務局に一括して報告を求めます。

事務局 それでは、報告第1号から報告第4号まで、一括して報告させていただきます。

まず、報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報
告についてを報告させていただきます。
議案書10ページをご覧ください。

1番について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市林町に居住する者で、譲渡人は、大阪市都島区に居
住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市宮荘町字清水ケ井〇〇〇番〇で、登記地目は「雑種
地」、現況地目は「畑」で、面積は47平方メートルとなります。

位置については、市立五個荘あじさい幼児園から西へ約360メートル離れた
「第1種中高層住専」内に位置します。

転用目的は、住宅です。

届出地は、周囲を住宅と道路に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め
受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、1件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事
務局長の専決事項」第8号により交付しております。

事務局 次に、報告第2号、2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。
議案書11ページをご覧ください。
1番について、ご説明します。
本件の届出者は、東近江市種町に居住し、約98アールの経営面積を持つ農業
者で、届出の所在地は、東近江市種町字堂前〇〇〇〇番で 登記地目、現況地
目共に「畑」で、面積305平方メートルの内、198.69平方メートルに
農作業場を建築するために届出されたものです。
届出理由につきましては、申請人は種町に居住しており、耕作面積の増加に伴
い、これに対応する農業用機械を増設する施設が必要となったため届出があっ
たものです。
利用計画につきましては、平屋建て農作業場1棟、床面積56.42平方メー
トルで、乾燥機2台と糞摺機1台を設置し農作業場として利用するとのこと
です。
届出地は、そらの鳥こども園から北へ約260メートルに位置し、田と宅地に
囲まれた都市計画法の市街化調整区域内の農振白地で、関係書類も添付され
ており、転用については支障なく適正と認め受理したものです。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、1件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第9条「事務
局長の専決事項」として交付しております。

事務局 続いて、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告につ
いてを報告させていただきます。
議案書12ページから14ページをご覧ください。
今回の番号1から番号18番につきましては、全て相続により所有権を取得さ
れたものです。
届出人について、「あっせん希望の有無」については、すべて「無」となっ
ております。
なお、届出をされた者への受理通知につきましては、届出された農地につ
いて「農地台帳」等関係書類により確認後、第14条「専決事項」第9号「その他
軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付して
おります。

事務局 次に、報告第4号、農地の貸借権の合意解約の報告についてを報告させてい
た
だきます。
議案書15ページから17ページをご覧ください。

賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について説明をします。
はじめに、賃貸借権の合意解約につきましては、1番から4番までです。
届出の1番、2番、4番が「農業経営基盤強化促進法」によるものの解約で、
届出の3番が「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用配分計
画」によるものの解約です。
また、農地中間管理事業に関連する届出は、届出3番が「農地中間管理機構と
担い手によります農地利用配分計画」の解約で、届出4番は、「所有者と農地

中間管理機構との農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約ということで届出されたものです。

解約理由につきましては、届出1番、2番が貸替えに伴う解約、届出3番、4番が売買に伴う解約となっています。

使用貸借の合意解約につきましては、1番から9番までです。

届出1番と5番につきましては「農地中間管理事業の推進に関する法律」によるもので、それ以外が「農業経営基盤強化促進法」によるものです。

また、農地中間管理事業に関連する解約につきましては、届出1番と5番が「農地中間管理機構と担い手によります農地利用配分計画」の解約で、届出2番、3番4番、6番は「所有者と農地中間管理機構との農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約ということで届出されたものです。

解約理由につきましては、全て売買に伴う解約となっています。

以上、報告第1号から第4号の報告とします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
ただいまの報告事項について、何かご意見はございますか。

議 長 他にないようですので、それでは、これで「報告事項」を終わります。

議 長 以上で本日の議事及び協議、報告案件はすべて終了致しました。
これをもって令和元年度、第5回、8月期の月例総会を終了致します。
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

17 番 ○ ○ ○ ○

18 番 ○ ○ ○ ○